様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和　6年　6月　24日

高松市長　大西　秀人　殿

提出者

住　　所　香川県高松市東山崎町1122番地

氏　　名　株式会社　北村組

代表取締役　北村　真弥子

電話番号　087-847-8080

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　北村組
事業場の所在地	香川県高松市東山崎町1122番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	完成工事高　3億円
③従業員数	11人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	高松市の許可を受けている産業廃棄物処理業者及び、産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処理委託契約を交わし、マニフェストを発行し、産業廃棄物を処理場に持ち込む。マニフェストを回収し、最終処分を確認後集計し、事務所で保管する。

株式会社　北村組

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

1.工事現場	産業廃棄物発生
2.総務	マニフェスト・契約書作成
3.産業廃棄物処分業者	処分後、排出業者へマニフェスト返却
4.現場代理人	最終処分日を確認、集計
5.総務	マニフェスト、契約書の保管

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
排出量	0.41	13.40	1,531.50	7.14			

（これまでに実施した取組）

現場ごとに産業廃棄物の種類別に徹底して分別

②計画

【目標】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
排出量	1.00	9.00	500.00	5.00			

（今後実施する予定の取組）

現場ごとに産業廃棄物の分別を徹底して行う

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

分別している産業廃棄物の種類は主にアスコンがら、コンクリートがら、汚泥、木くず等であり、全て中間処理業者に委託し再資源化している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

今後分別する予定の産業廃棄物は現状と同じである。

株式会社　北村組

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0			

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0			

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0			
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0			

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0			
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0			

（今後実施する予定の取組）

株式会社　北村組

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0			

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0			

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
全処理委託量	0.41	13.40	1,531.50	7.14			
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0			
再生利用業者への処理委託量	0.41	13.40	1,531.50	7.14			
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0			

（これまでに実施した取組）

公共工事などで排出した産業廃棄物は、すべて委託した処理業者にて適切に処理。

株式会社　北村組

②計画

【目標】　単位:t

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	がれき類	混合廃棄物			
全処理委託量	1.00	9.00	500.00	5.00			
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0			
再生利用業者への処理委託量	1.00	9.00	500.00	5.00			
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0			

（今後実施する予定の取組）

各現場ごとに産業廃棄物の分別の徹底に努め、廃棄物抑制に繋がる材料、工法等を採用する。

※事務処理欄

（第６面）

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。